

商工建設常任委員会会議録

平成26年7月23日

場 所 第5委員会室

平成26年 7 月 23 日 (水曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・本県の信用保証の現状について
 - ・フードビジネス振興の取組について
 - ・公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの平成25年度の事業実績等について
 - ・地域維持型契約の導入について
 - ・霧島SAのガスステーションの運営再開について

出席委員 (8 人)

| | |
|-------|---------|
| 委員 長 | 岩 下 斌 彦 |
| 副委員 長 | 渡 辺 創 |
| 委員 | 外 山 三 博 |
| 委員 | 中 野 廣 明 |
| 委員 | 宮 原 義 久 |
| 委員 | 後 藤 哲 朗 |
| 委員 | 太 田 清 海 |
| 委員 | 新 見 昌 安 |

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

| | |
|---------------|---------|
| 商工観光労働部長 | 茂 雄 二 |
| 商工観光労働部次長 | 梅 原 裕 二 |
| 企業立地推進局長 | 川 野 美奈子 |
| 観光物産・東アジア戦略局長 | 金 子 洋 士 |
| 部参事兼商工政策課長 | 田 中 保 通 |

| | |
|---------------|---------|
| 金融対策室長 | 川 畑 充 代 |
| 産業振興課長 | 佐 野 詔 藏 |
| 産業集積推進室長 | 富 山 幸 子 |
| 労働政策課長 | 久 松 弘 幸 |
| 地域雇用対策室長 | 福 嶋 清 美 |
| 企業立地課長 | 津 曲 睦 己 |
| 観光推進課長 | 孫 田 英 美 |
| 記紀編さん記念事業推進室長 | 松 浦 直 康 |
| オールみやざき営業課長 | 日 下 雄 介 |
| 工業技術センター所長 | 古 賀 孝 士 |
| 食品開発センター所長 | 森 下 敏 朗 |
| 県立産業技術専門校長 | 田 村 吉 彦 |

県土整備部

| | |
|-------------------------|---------|
| 県土整備部長 | 大田原 宣 治 |
| 県土整備部次長 (総 括) | 鈴 木 一 郎 |
| 県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当) | 坂 元 政 嗣 |
| 県土整備部次長 (都市計画・建築担当) | 東 憲之介 |
| 高速道対策局長 | 直 原 史 明 |
| 部参事兼管理課長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 用地対策課長 | 林 睦 朗 |
| 部参事兼技術企画課長 | 高 橋 利 典 |
| 工事検査課長 | 永 野 広 |
| 道路建設課長 | 大 坪 憲 男 |
| 道路保全課長 | 馴 松 義 昭 |
| 河 川 課 長 | 大 谷 睦 彦 |
| ダム対策監 | 秋 山 克 則 |
| 砂防課長 | 土 屋 喜 弘 |
| 港湾課長 | 蓑 方 公 |
| 空港・ポート セールス対策監 | 川 野 福 一 |
| 都市計画課長 | 瀬戸長 秀 美 |
| 建築住宅課長 | 森 山 福 一 |

営 繕 課 長 上別府 智
施設保全対策監 山 下 幸 秀
高速道対策局次長 原 拓 実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 沖米田 哲 哉
議 事 課 主 査 長 谷 恵 美 子

○岩下委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時 1 分休憩

午前10時 3 分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

さて、本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、本県の信用保証の現状についてなど、3 件につきまして説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長・室長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

○川畑金融対策室長 委員会資料の 1 ページを開きください。委員会から御要望のありました本県の信用保証の現状について御説明させていただきます。

まず、制度全体の枠組みである 1 の信用補完制度の概要についてでございます。

信用補完制度は、中小企業金融の円滑化を支援する仕組みで、信用保証協会の行う信用保証制度と、日本政策金融公庫が再保険します信用保険制度で構成されております。

このうち、ページの中ほど、(1) の信用保証制度は、中小企業者が事業資金を借り入れる場合に、担保力や信用力が不足する場合がございますので、信用保証協会がその借入債務を保証することにより、事業資金の融通を円滑にする仕組みでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。(2) の信用保険制度については、公庫と信用保証協会の間に設けられた各種の保険制度であります。

この制度により、信用保証協会は、金融機関に対する保証債務について、公庫と包括的な保険契約を締結し、保険料を納付する一方で、代位弁済が発生した場合は、公庫から通常、代位弁済額のうち元金分の70%または80%を保険金として受け取る仕組みとなっております。

また、信用保証協会は、代位弁済後に中小企業者から債権を回収した場合は、支払われた保険金等の割合に応じて、公庫などへ回収金を納付することとなっております。

なお、県は、県融資制度の一部のメニューについて、信用保証協会に損失補償を行っておりまして、協会負担部分のおおむね 2 分の 1 を補償しております。このため、回収があった場合には、公庫と同様に県にも回収金が納付されることとなります。

次に、2 の県内金融機関の貸出金残高と保証債務残高の推移であります。

中小企業のほかに、大企業や地方公共団体、個人の住宅ローン等を含めた県内金融機関の平

成25年度末の貸出金残高は約2兆4,000億円で、平成20年度比で17.5%の増となる一方、保証債務残高は約1,038億円で、平成20年度比で28.7%の減となっております。

これは、金融機関の間で競争が進み、保証料が金利に上乗せされ、結果として割高となる保証つき融資の利用が減少したためと考えております。

次に、3ページをお開きください。3の保証申し込みと保証承諾の推移でございます。

まず、(1)の件数の推移であります。リーマンショックがありました平成20年度以降、申込件数、承諾件数のいずれも減少傾向にございますが、平成25年度の申込件数に対する承諾件数の比率は93.3%で、この10年間では最も高い値となっております。

また、(2)の金額の推移であります。申込額、承諾額のいずれも平成20年度以降減少傾向にございますが、25年度の申込額に対する承諾額の比率は85.6%で、徐々に持ち直しつつあるというところでございます。

次に、4の保証申し込みと保証承諾に係る九州各県の比較であります。

平成25年度の保証申し込みと保証承諾の比率を件数と金額ごとに比較しますと、九州の他県と件数の比率において差異は認められませんが、金額の比率では、やや低い値となっております。

なお、これらの差につきましては、各県信用保証協会における事前審査に係る取り扱いの違いというものも影響しているものと考えております。

次に、4ページをお願いいたします。5の代位弁済額の推移であります。平成25年度の代位弁済額は約32億5,300万円で、保証債務残高が減少する中であって、この3カ年度は増加して

おります。

次に、6の代位弁済に係る回収額の推移ですが、平成25年度の回収額は約11億8,200万円となっております。前年度より21.6%増加しておりますが、第三者保証人の非徴求など、回収環境というものがより厳しくなっております。長期的には減少傾向にあります。

最後に、7の信用保証協会による中小企業者の経営改善・再生支援の取組であります。

信用保証協会は、取引先である中小企業者の再生支援や経営改善支援の取り組みについても積極的に行っております。

金融機関、商工団体、中小企業再生支援協議会等と連携した再生支援はもとより、税理士など専門家5士業と協定を締結し、国の経営改善計画策定に関する補助事業に上乗せする形で、25年度からは独自の補助事業を開始したところであります。

説明は以上であります。

○富山産業集積推進室長 フードビジネス振興の取り組みについて説明させていただきます。

資料6ページをごらんください。御承知のとおり、県では、平成25年3月にみやざきフードビジネス振興構想を策定しまして、基本目標にありますように、総合的な食関連産業の成長産業化を目指して取り組んでおります。

推進に当たりましては、下のほうの3つの視点と展開に掲げましたとおり、マーケット・イン、連携・価値連鎖、人材・基盤強化を重視しながら、全県的な取り組みを進めているところでございます。

7ページをごらんください。構想推進のための具体的な取り組みについてでございます。

本構想では、拡大、挑戦、イノベーションの3つのプロジェクト、10のテーマを設けており

ます。

1の拡大プロジェクトは、食肉や焼酎など、本県の強みをさらに伸ばしていこうとするもの、2の挑戦プロジェクトは、加工・製造や物流など、本県の課題の克服にチャレンジしようとするもの、3のイノベーションプロジェクトは、新たな付加価値の創造を目指すものでございます。

これらのうち、特にアンダーラインで示しました4つのテーマについては、商工観光労働部が深くかかわっておりますので、テーマごとに具体的に説明いたします。

8ページをごらんください。拡大プロジェクト宮崎の焼酎についてでございます。

1にありますように、販路や消費の拡大、焼酎原料の生産拡大など、2つの方向性に基づいて取り組んでいくこととしております。

25年度の主な成果といたしましては、2の(1)及び(2)にありますように、国内外においてフェアを開催し、本県焼酎を広くPRするとともに、バイヤーとの商談機会の提供を行い、販路開拓を図ったところでございます。

また、(3)にありますように、焼酎原料の安定確保に向け、霧島酒造と経済連、県の間で、加工用米の安定的な生産・利用を目指した協定を締結するなどの取り組みを行ったところでございます。

3のアウトカム指標につきましては、商工観光労働部関係の指標として2つ掲げており、県産焼酎県外課税移出数量及び県産焼酎海外課税移出数量をそれぞれ記載のとおり伸ばしていくこととしております。

9ページをごらんください。挑戦プロジェクトのフードビジネスを支える加工・製造についてでございます。

1にありますように、マーケットインの視点からの商品開発、販路開拓や衛生管理など、3つの方向性に基づいて取り組んでいくこととしております。

25年度の主な成果といたしましては、2の(1)にありますように、みやざき農商工連携応援ファンド事業を初めとした各種事業で計40件を採択し、新商品開発や販路開拓の支援を行いましたほか、(2)にありますように、6名の食品加工支援アドバイザーを設置し、県内の5企業に対して集中的に衛生管理・品質管理のための訪問指導を実施しましたところ、企業の衛生管理レベルが向上し、大手コンビニへの納品などといった成果につながったところでございます。

また、(4)のフード・オープンラボについてでございますが、10ページをごらんください。

このオープンラボは、食品営業許可の取得が可能で、試験的な製造や販売ができること、高いレベルの衛生管理・品質管理が学べることの2つを柱とした施設でございまして、現在、ことし秋の本格稼働に向け準備を進めているところでございます。

なお、10月27日にオープニングセレモニー開催の予定でございます。委員の皆様にも御出席いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

9ページに戻りますが、オープンラボの有効活用を念頭に、3のアウトカム指標には、オープンラボ利用による試作品等開発商品数や衛生管理向上の指導受講企業数、また、食品関連企業の立地件数などを掲げたところでございまして、目標の達成に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

11ページをごらんください。挑戦プロジェクト

トの効率的物流や多様な販売ルート、海外輸出拡大についてでございます。

1にありますように、効率的な物流の構築、多様な商流の開拓や海外におけるオールみやざきプロモーションなど、2つの方向性に基づいて取り組んでいくこととしております。

25年度の主な成果でございますが、2の(1)にありますように、6月に香港事務所を開設し、セールス活動等に努めましたことによりまして、農水産物の輸出増加や定番化商品の拡大が図られました。

また、(2)にありますように、5月からは香港にアンテナショップ「みやざき棚」を設置し、加工食品等のテスト販売を行いましたほか、

(3)にありますように、香港、台湾、シンガポール等における知事セールスプロモーション実施により、本県の認知度向上及び人的ネットワークの構築等が図られました。

さらに、効率的な物流の構築や多様な商流の開拓の成果といたしまして、(4)及び(5)にありますように、県産品販路開拓コーディネーターの活用により、定番化商品の拡大等、首都圏での県産品の販路開拓が図られましたほか、県内中小企業の販売拠点として、物産展の開催やミニアンテナショップの設置を行いました。

3のアウトカム指標につきましては、食料品及び飲料の海外輸出額、東アジアへの青果物・畜産物・水産物の県産品輸出額、輸出に取り組む中小企業数の3つについて、それぞれ記載のとおり伸ばしていきたいと考えております。

次に、12ページをごらんください。挑戦プロジェクトの食による誘客と地産地消の拡大についてでございます。

1にありますように、飲食業界等と連携した食の魅力アップなど、3つの方向性に基づいて

取り組んでいくこととしております。

25年度の主な成果としましては、2の(1)にありますように、宮崎牛すき焼きを新たな定番料理として普及させるための、ホテル・旅館と連携したレシピ開発や、(2)にありますように、各施設で開発したレシピを生かした宿泊プランを造成し、宿泊施設とじゃらんnet、楽天トラベルとの共同での誘客キャンペーンの実施などに取り組んだところでございます。

3のアウトカム指標につきましては、県内の延べ宿泊者数と新・ご当地グルメを初め、県内の地域独自の食の提供数を掲げ、それぞれ、平成27年度に、現況値から約5%増加するよう取り組んでまいりたいと考えております。

13ページ、14ページをごらんください。最後に、26年度の取り組みについてでございますが、上から2つ目の枠に示しましたとおり、今年度は、助走から加速に向けた年と位置づけ、プロジェクトの着実な推進と数値目標の設定による成果の可視化を推進方針として取り組んでいくこととしております。

具体的には、その下の赤い枠でございますが、重点項目として生産者所得の向上、県内の生産力向上、高付加価値化の推進及び消費者との接点の拡大の3つを掲げ、その下に記載しておりますように、拡大、挑戦、イノベーションのプロジェクト、10のテーマについて、それぞれに取り組む項目を設定しまして推進しているところでございます。

商工観光労働部といたしましては、引き続き、総合政策部や農政水産部、関係団体等としっかり連携しながら、フードビジネス振興構想の着実な推進に努め、雇用の創出や地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○日下オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。

常任委員会資料の15ページをお開きください。公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの平成25年度の事業実績等について御説明申し上げます。

1の事業実績をごらんください。

まず、(1)でございますが、取引促進支援事業の①アンテナショップ機能強化事業についてでございます。宮崎、新宿、大阪の各アンテナショップにおきまして、県産品の販売等を行い、総額で5億9,712万8,000円の売り上げとなりました。

続いて、②物産展開催事業についてでございます。県内外の百貨店、スーパー等で物産展を開催し、県産品のPR及び販路拡大を図り、催事が156件、参加企業数452社ということでございまして、3億2,592万9,000円の売り上げとなりました。

続きまして、③商談会開催事業についてでございます。県外で開催された大規模な見本市に出展し、県内企業の販路開拓を支援いたしました。大阪と東京でそれぞれ、ごらんのような取り組みを行ったところでございます。

また、昨年度から新たに、新宿みやざき館KONNEに県産品販路開拓コーディネーターを配置いたしまして、バイヤーに対して県産品の売り込み、流通企業と県内企業のマッチング等を行い、企業の販路拡大を支援いたしました。

次に、④広報宣伝事業についてでございます。マスメディアを活用し、県産品のPRやアンテナショップの紹介等を行いました。

16ページをお開きください。⑤海外市場開拓事業についてでございます。香港でのアンテナショップ「みやざき棚」の展開のほか、中国の

バイヤーとの商談会の開催や香港、台湾及びシンガポールにおける食品見本市への出展等を実施いたしました。

続きまして、⑥県産品国内外総合販路開拓事業についてでございます。口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金を活用いたしまして、国内においては、大都市圏のスーパー等でミニアンテナショップを設置、海外におきましては、宮崎フェアや宮崎プロモーション等を実施いたしました。

続きまして、⑦みやざき焼酎フェア開催等事業についてでございます。本県焼酎の販路拡大のため、大都市圏の飲食店での焼酎フェアを実施するとともに、焼酎の嗜好に関するアンケートを実施いたしました。

そのほか資料にございますとおり、(2)商品開発支援事業、(3)研修・相談・セミナー開催事業、さらに(4)調査・情報収集提供事業を実施したところでございます。

続きまして、宮崎県物産貿易振興センターの決算関係資料について御説明いたします。

資料の17ページをお開きください。まず、2の貸借対照表についてでございます。

Iの資産の部につきましては、1の流動資産が2億8,357万3,469円、固定資産が1,555万4,227円でございます。合わせた資産の合計が、真ん中ほどにございますけれども、前年度比3,219万6,034円減の2億9,912万7,696円となっております。

続きまして、IIの負債の部でございますが、こちらにつきましては、前年度比759万5,124円増の7,978万5,961円、IIIの正味財産の部でございますが、こちらにつきましては、前年度比3,979万1,158円減の2億1,934万1,735円となっております。

続きまして、18ページをお開きください。3の正味財産増減計算書について御説明申し上げます。

Iの一般正味財産増減の部についてでございます。1の経常増減の部でございます。(1)経常収益につきましては、6の販売手数料の減少はございましたが、委託料収入の増加などによりまして、経常収益計は3億4,182万1,439円となっているところでございます。

続きまして、(2)経常費用についてでございます。①事業費でございますが、給料手当が約1,200万円余増加しておりますが、主に、香港事務所の開設に伴います職員の増加分などとなっております。

また、中ほどに賃借料が昨年度比1,700万円余増加しておりますが、こちらも香港事務所の賃借料の増加などが主な理由でございます。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、18ページの一番下のところでございますが、マイナスの3,977万158円となっているところでございます。

19ページをお開きください。これによりまして、一般正味財産期首残高から当期の一般正味財産増減額を差し引いた、一般正味財産期末残高でございますけれども、前年度比3,979万1,158円減の2億1,934万1,735円となっているところでございます。

最後の20ページには、財産目録を添付させていただいております。

公益社団法人宮崎物産貿易振興センターの事業実績等につきましては、以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑はありませんか。

○太田委員 貸出金残高と保証債務残高の推移というのが2ページにあります。この図から

見ると、貸出金残高、保証債務残高、割合というふうなグラフが書いてありますけど、この割合というのは、分母、分子でいうと、この貸出金残高が分子ということだろうと思いますが、一応確認をいたします。その割合という意味の分母、分子の関係の説明と。

それから、もう一つは、この説明の中で、金融機関の競争が進んだ結果、こういうことになったというようなことが書いてありますが、このことは、経済動向がよくなっているのか、悪くなっているのかという、そういう視点から分析した場合に、この保証つき融資の利用が減少したということと何らかの関係があるのかどうか。競争が進んだことによって、何か利用者としては借りやすくなったとかいう、何かそんなイメージもあるわけですが、こういった割合が減ってきたということは、どういう意味があるのか教えていただきたいなと思います。

○川畑金融対策室長 まず、割合の説明でございますけれども、25年度の数値で申し上げますと、2兆4,000億円というのが貸出金残高、これが県内金融機関の全て貸出金残高でございます。これを分母といたしまして、この下の濃い部分1,038億円、これが保証債務残高、こちらが分子となりまして、4.3%というものが割合となっております。

貸出金残高がふえる中において、保証債務残高の割合が低下しているという状況の分析でございますけれども、金融緩和や景気の回復によりまして、県内の企業者としては、お金が借りやすくなっているという状況でございます。その中で金融機関が金利を低下させて競争を行っている結果、金利に上乘せられて、保証料というものが保証つき融資の場合にはございますので、相対的に競争力は保証つき融資としては低

下しているというような状況でございます。

○太田委員 わかりました。一応、大方の見方としては、景気が回復しているという基調があるということだと思います。そういうふうに理解しました。

18ページ、これ余りこういう分析をしたことがなかったんですが、物産館の関係ですが、経常収益の中に正会員、賛助会員というのがありますが、正会員、賛助会員の説明、会員1人当たり幾らとか何か決められているのがあるのでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 正会員、賛助会員のそれぞれの会費ということでございますけれども、少々お待ちいただけますでしょうか。申しわけございません。

大変失礼いたしました。正会員は基本的には個人であったり、法人であったり、民間の企業を中心としておりまして、一方で、*賛助会員につきましては、地方自治体等を対象としたものでございまして、1口当たり2万円を会費として納入いただいているという状況でございます。

○太田委員 わかりました。2万円ということですから、これで割れば、会員数というのは出るということだと思いますね。

それと、大きな分析で言うと、正味財産が減りつつあるという方向に向いていいのか、この辺は余り言ってもあれかもしれませんが、将来の展望としては、この辺はどう見ておられますか。

○日下オールみやざき営業課長 御指摘のとおり、最近の傾向といたしましては、赤字の傾向が出ておりまして、平成22年度から昨年度、平成25年度までは、各年度におきまして赤字が出ているという状況でございます。

その結果といたしまして、正味財産につきま

しても、現状で約2億2,000万ということでございますが、減少をしてきているという状況でございます。昨年度と同じ額の赤字4,000万余りであれば、正味財産につきまして、まだ2億円という状況でございますけれども、数年でなくなってしまう状況でございますので、そうならないように県といたしましても、しっかりセンターと一緒に取組みのほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○太田委員 わかりました。以上でいいです。

○外山委員 関連がありますから、ちょっとお尋ねしますが、18ページの委託料収入1億1,000万、宮崎県委託料、これは何ですかね。どういう性格のものですか。

○日下オールみやざき営業課長 委託料につきましては、県のほうから、例えば海外展開に当たりまして、海外事務所の運営に関する経費であったりとか、それから、例えば海外における大規模商談会への参加に関する経費であるとか、そういった事業を同センターに委託をしたり、また国内におきましても、見本市への参加であるとか、そういった事業を県が実施するに当たりまして、センターに事業を委託させていただいているということでございます。そういった部分の収入ということでございます。

○外山委員 それから、その下の補助金等収入、昨年がゼロですね、ことしが3,300万。これは昨年ゼロで、ことし、この金額を計上したというのは、どうも経営が苦しいから、県のほうから補助金をということで新たに持ってきたわけですか。

○日下オールみやざき営業課長 こちらの補助金等収入の3,300万余りの額でございますが、こちらは口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成

※12ページに発言訂正あり

金でございまして、そのファンドを事業としてセンターのほうが、例えば、海外におけるフェアの開催であったりとか、セレモニーの開催であったりとか、そういったものを実施するに当たってのファンドの助成金の額がこちらに計上されているというところでございまして、御指摘のような性質のものではないというものでございます。

○外山委員 この収支を見ると、損益計算で約3,900万ぐらいの赤字ですよ。県からの補助金がファンドでここに入ってきたから、3,000万ぐらい助かったにしても、そのまま行くと、ずっと前のように県からの補助金を毎年入れ込んでいかなくちやいけないような状態になるのかどうか、そこら辺の見通しはどうなんですか。

○日下オールみやざき営業課長 御指摘のとおりでございまして、昨年度約4,000万余りの赤字であったと。正味財産につきましても2億2,000万ぐらいということでございますので、この赤字が引き続けば、当然正味財産のほうが減ってってしまうということでございますので、そのような形にまずはならないように、しっかりと県とセンターが一体となりまして、一つは、県のほうからセンターのほうに運営の公募をお願いをしておりますアンテナショップの売り上げをしっかりと伸ばす、来客数をふやして、結果として売り上げも伸ばしていくような方法というのをしっかりと、県とセンターのほうで一緒になって検討していくということを行っていきたいと考えております。

また、赤字となっている原因の部分を、現在もセンターと県で一緒になって分析をしているところでございますので、その辺の赤字要因をできるだけ減らせるような取り組みをしっかりと進めていきたいと考えております。

○外山委員 ちなみに、前聞いたと思うんですが、前の知事の時代、一番売り上げがあったときの収支はどういうふうになっておったんでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 一番売り上げがあった時点というのが、平成20年度でございまして、アンテナショップ3店舗ございましたけれども、約13億円という状況でございました。その平成20年度におきましては、収支のほうの差額といたしましては、*約1億600万円ほどの黒字という状況でございました。

○外山委員 確かに今、物産館を見ても、お客さんが当時とすると減っておったり、売り上げが落ちるのはわかるんですが、やっぱり県から持ち出しを極力しないような経営努力というか、これは相当思い切ったことをしないと、ずるずると行ってしまっ、下手すると、宮崎県のお荷物になってしまうというような可能性もありますから。発想を変えた経営努力というか、そういうことをお願いをしておきます。

○中野委員 まず、保証協会。今本当に10年、15年のバブル不況で宮崎県の製造業が、今、2,900ぐらいの数字から1,000軒、店じまいしてるわけ。本当、宮崎県は頑張らんと、製造業の新規参入はないし、やっぱり宮崎県の税収とか、法人税は上がってるけど、あれはほとんど大規模、旭化成とかあいうこの法人税が伸びとるから、大体3兆1,000億ぐらいのGDPじゃないけど、総生産額を保つとるわけやけど、やっぱりこの中小企業をいかに商工観光労働部で対応するかという話だと思ってるんですよ。

それで、3ページに金額の推移があるけども、この申込件数に承諾件数、そして、この比率、申込件数が分母かなと思って、この棒線と折れ

※12ページに発言訂正あり

線グラフの整合性がわからん。棒線と比率でいくと、こんな違うもんかね。

○川畑金融対策室長 まず、棒線と折れ線グラフの関係でございますけれども、例えば25年度を見ていただきますと、濃いほうの申込額という棒グラフに対しまして、承諾額という薄いほうの棒グラフ、こちらの比率が折れ線グラフの点になってございます。これは25年度で、金額で申し上げますと85.6%となっております。

○中野委員 単純に申込件数、承諾件数でいうと、こんな数字が出る。下のほうの保証件数に対する保証承諾、これで見ると、大体宮崎県もよそ並みだなという感じやね。それから、保証申込金額に対する保証承諾金額比率、これも大体、それぞれ金額が違うから、比率になると、やっぱりこういうふうになってくる。大体、保証承諾を保証協会に申し込むときには、かなり銀行筋がシビアに精査して、大体、そこで半分とは言わん、かなりはねたりとか、金額を圧縮したりとかしてきてる。大体、保証協会に出てくるのは、危ないところが一般的には出てくるわけで。

今、この棒グラフで見ると、こういうふうに見えるけど、実態はずっとここ何カ年か、数字で見ると、かなり承諾件数が低かったりとか。それは各県の製造業のベースがあるから、一応何とも言えんけど、ここら辺は九州管内と比較してあるけど、数字で見ながら、やっぱり製造業の底辺の数とか、そういうのを見ながら比較検討しないと。ただ、これで見ると、まあまあですなという話になるけど、実態はまだかなり差があるということよね。いろいろ相談もあつたりするけど、かなり宮崎の銀行さんはシビアだったりとか。今、鹿児島なんか、宮崎に進出しようと思って、ばんばん出したりするところも

あるし、そこら辺の分析というのかな、逆に保証協会の内容がいいという方もあるわけよね。だけど、裏返せば、それだけリスクというか、積極的に承諾をせんければ、保証協会の内容はよくなるわけよ。そっちをとるか、やっぱり製造業のサイドで見ると。ある程度、保証協会というのはリスクをとりながら、いかに倒産件数を減らすかとか、そういう観点で、今後、資料ももうちょっとそういうのを。比率じゃ、やっぱり各県とは比較できんから、そこ辺を分析したり、まず底辺を、そこら辺もしっかり頑張ってもらいたいと思ってるんですよ。

代位弁済も回収額というのは、大体、保証人が10年払いにするか20年払いにするかという話で、全額代位弁済に入ったときには、もう倒産してるのと一緒みたいで、生き残ってるところもあるけど、ここ辺も、これは法律だから仕方ないけど、代位弁済にかかった、保証した企業というのは、要はもう事故業者に見られるから、そういうところが法律だから仕方ないけど、そこら辺も含めて、そんなのは別にどうするかとか、いろいろあるけど。とにかく保証協会のいわゆる承諾もしっかり商工サイドでは指導するなり、監査、実態を見ながらしてください。もう要望でいいです。

それから、もう一つ、このフードビジネス。私は、フードビジネスというのは、決して否定はしません。ただ、これは、もう要望です。この間、各議員に成果品の写真がいろいろ来たんです。詳細には出してないと思うけど、我々委員会には、その成果品ができた過程での補助金、どれぐらい出してるかぐらい、参考に出してください。

それで、そこからセレクトされて売れ筋で残る商品か、成果品で終わるかというのが、恐ら

く半分ぐらい出てくると思う。それは行政の責任とは言わんけど、ただ、どれぐらい補助金を突っ込んだかというのは、しっかり、やっぱり費用対効果で。どこそこ行っても、大体もう似たり寄ったりの、もう煮るか炊くか、ゼリーにするかジュースにするか。もとが違う話やけど、そこ辺でしてください。

それと、もう一つ、この海外。我々も三期生でシンガポールとかマレーシアとか行って、日系の百貨店なんか行ってきたけど、百貨店で直接仕入れるんじゃないで、そこの子会社、投資会社が窓口になってみんなやってるわけね。今後、部長も考えてほしいんだけど、その香港の事務所とか、やっぱり3年ぐらいで変わったりすると、しゃあないわな。そうすると、また一から知り合いになったり。今後、やっぱりそこには専門貿易業者の中小企業とか、中間に持っていかなと。

私知ってるところは、香港で200社ぐらいのスーパーにラーメンを入れるとか、そんな成約が個人的に出てるし、そういう「餅は餅屋」があるから、やっぱり行政と専門分野を入れたほうが、私はかなり効率が出るかなと思ってます。

それと、あとこれも要望でいいですけど、物産振興センター、これの18ページを見とったら、この物産協会の中身、いわゆる東アジア、外国の分がみんな入ってるわけよ。我々はやっぱり今、11ページに海外輸出とか目標を立ててるでしょ。それに対して、どれぐらい費用を突っ込んだかということになると、この物産協会の費用項目から引き出さんとわからんわけね。

だから、これはこれでいいけど、この中で別途、海外戦略の分は、費用はこれだけですと。恐らく、それを抜けば、物産協会は黒字になるんじゃないか。10億ぐらい売り上げとる。それ

を入れてるから、恐らく……。そんなところもわからんわけよ、これじゃ。やっぱりそれはしっかり。海外のこれはまた投資だから、今、海外で経費より利益が上回るとか、そういう県がやる部分、それは、まだ今やっと歩き出したから、そういう期待はまだないにしても、しっかり海外分については、本当言えば、知事の行った経費もそれに入れてもいいわけよ、実際は。案分して入れるとか。そういうことで、ぜひ海外の分は別途抜き出してわかるように表をつくってください。以上です。

○岩下委員長 要望でいいですか。

○中野委員 はい、答えはいいです。

○外山委員 さっきちょっとお尋ねした中で、売り上げが13億、これは手数料ですか、売り上げですか。

○日下オールみやざき営業課長 先ほどの13億というのは、売り上げの合計額でございます。

○外山委員 実質的な収入は、これから販売手数料という形で、仕入れから売り上げを引いたものが残ってくるんですが、この販売手数料という形で計上してありますね。この手数料は幾ら取っておるんですか。

○日下オールみやざき営業課長 会員につきましては、25%という形でいただいているというものでございます。

○外山委員 会員以外は。賛助会員。

○日下オールみやざき営業課長 会員以外につきましては、35%という形でございます。

○外山委員 13億掛ける25%というのが、実質的な手数料の収入ということになるわけね。

○日下オールみやざき営業課長 大ざっぱに計算すれば、そういった形です。

○中野委員 売り上げ、さっきの委託料と。KONNEと、15ページに書いてある。委託費と

か、補助金はないわけか。この表では、そういうのはトータルではどこに上がってくるわけ。

○日下オールみやざき営業課長 こちらの正味財産増減計算書、18ページでございますと、売上げの部分につきましては、6の販売手数料というところに計上されております。

それから、18ページのIの(1)経常収益の欄がございますけれども、こちらの6の販売手数料というのが売上げに応じた手数料分でございます。

また、先ほど御指摘の県からの海外事業も含まれます委託料につきましては、その上のほうにございます2番の委託料収入、こちら、およそ1億1,000万でございますけれども、こちらの部分に計上されているところでございます。

○中野委員 県もそういうことで複式簿記をつくり出したんで、やっぱりもうここを複式簿記に。対外的に出すか出さんかは別。委員会資料として、やっぱり複式簿記にしてもらったほうがわかりやすいわ。今までの未収金とかいろんな関係を見るからには。これ、税金、県民税、税金も出てる、これで見るとは。ぜひ、部長、これはやっぱりもう複式簿記を採用してやったほうが、みんながわかりやすいと思う。ぜひ検討してください。

○日下オールみやざき営業課長 こちらセンターにつきましては、公益社団法人という形でございます、その会計という形で、こちら公表も総会等にも出さしていただいているという資料でございますが、2の貸借対照表などにつきましては、複式簿記を用いた形での積み上げで一応出させていただいているものではございます。

済みません、もう一点。申しわけありません。先ほど、まず、太田委員から御質問いただきました会員と賛助会員の会費の部分で、賛助会員

につきましては、こちら先ほど1口2万円というのは正会員のほうのものでございまして、賛助会員につきましては、特段、額がそれぞれ明確に決まってるわけではないんですけれども、現状におきましては、県のほうから、平成25年度は100万円ほど、市町村につきましては、合わせて100万円余りという形で会費を出してるという状況でございます。

それから、外山委員の御質問でございました、平成20年度は13億円ということで最も売上げが多かったという御指摘でございますが、その年の最終的な収支につきましては、1億600万と申しましたけど、7,935万の誤りでございました。申しわけございません。

○岩下委員長 訂正がありました。

ほかにございませんか。

○新見委員 3ページの資料についてお尋ねしたいと思いますが、4のグラフ、これの出元はどこなのか、教えてください。

○川畑金融対策室長 各県の金融対策室と同様の業務を行っている部署に照会を行いまして、回答をいただいたものでございます。

○新見委員 先ほどの中野委員の質問とも関連しますが、例えば、大分県なんかを見ると、この申込件数、保証承諾、ほぼ100%近い。これは先ほど説明があったように、事前審査の段階でかなり細かくチェックされて、ほぼ保証協会に上がったときには、承諾オーケーみたいなやつしか上がってこないと思うんですが、そういった取り扱いは、それぞれの県に本店を置く金融機関の姿勢なのか、それぞれの県の保証協会の方針なのか、そこ辺ちょっと教えてください。

○川畑金融対策室長 まず、宮崎県におきましては、金融機関から保証協会のほうに申し出があった場合に事前審査を行ってるので、全件行っ

ているわけではございません。

ほかの県においては、ほぼ全てのものについて事前審査というものを行っているとお聞きしますが、ちょっとそれが県の姿勢、信用保証協会の姿勢なのか、金融機関の姿勢なのか、そこまでは把握してございません。

○新見委員 ちょっとその部分が知りたいので、また調査していただいて、結果を教えてください。ただければありがたいです。

○川畑金融対策室長 その部分については、各県に確認してみたいと思います。

○岩下委員長 それでは、時間が参りましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他について何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 ないようでございます。それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時4分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。感謝申し上げます。

説明に入ります前に、まずお礼を申し上げます。

今月の12日、諸塚村で開催されました国道503号飯干トンネル整備促進総決起大会、そして、同じく14日、熊本市で開催されました九州中央

自動車道建設促進協議会総会、さらに18日、志布志市で開催されました東九州自動車道建設促進地方大会におきまして、岩下委員長を初め、県議会の皆様に御出席を賜りました。この場をおかりして、お礼申し上げます。

続きまして、御報告を申し上げます。申しわけありませんが、座って報告させていただきま

す。今月の17日に委員の皆様にお知らせしました後に公表したところですが、宮崎県総合運動公園におけるネーミングライツ・スポンサー企業を霧島酒造株式会社に決定いたしました。

今後は、霧島酒造株式会社とネーミングライツに係る協定、これを締結しまして、ことしの10月から愛称の運用開始を行う予定にしております。

今後とも、施設の充実を図り、良好なスポーツ環境の提供に取り組んでまいりたいと存じますので、引き続き、委員の皆様御指導、御協力をお願いいたします。

続きまして、本日の説明事項についてであります。

商工建設常任委員会資料をごらんください。目次にありますとおり、地域維持型契約の導入について及び霧島SAのガスステーションの運営再開について、高速道対策局長、担当課長から御説明いたします。

私からは以上であります。よろしく御願いたします。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。

委員会資料の1ページをごらんください。地域維持型契約の導入についての御報告であります。

6月の議会におきましても、地域の社会資本の維持管理を包括する地域維持型契約について

御報告させていただいたところであります。その後の検討状況について御説明をいたします。

まず、1の目的でございます。

地域維持型契約につきましては、先月、施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の一部改正の中で位置づけられているところであります。

これを踏まえまして、本県におきましても、社会資本等の適切な維持管理、地域におきます災害対応力の強化及び中長期的な担い手確保を目的といたしまして、導入の検討を行っているところであります。

地域維持型契約のイメージといたしましては、次の2ページをごらんください。

イメージ図の上の図は、従来の契約のイメージでございますが、道路巡視あるいは道路巡回パトロールあるいは河川緊急メンテナンスなどにつきまして、幾つかの路線や河川ごとに、それぞれ契約してきております。この図では、7つの契約としております。

その下の地域維持型契約を用いますイメージ図におきましては、まず、赤の点線のとおり、2つの地区に分け、それぞれの地区の業務を包括して契約し、その地区の維持事業を複数の企業が行うこととなります。この図では、2つの契約に集約されるものとしております。

これによりまして、地域の維持が効率的に行われ、企業の負担軽減が図られるものと考えております。

1ページにお戻りください。2の制度の検討内容であります。

まず、(1)対象業務等についてでございますが、道路や河川・砂防に関する地域維持事業のうち、原則としまして、表でお示ししております主な4つの業務、まずは、平常時におきまして定期

的に道路を回ります道路巡視業務、また、異常気象時等の直後におきまして異常箇所点検や応急対策を行う道路巡回パトロール業務、また、河川の異常気象時に行います河川緊急メンテナンス業務、また、砂防施設や急傾斜施設の維持管理業務の4つの業務を対象としたいと考えております。

事業量といたしましては、表の右側、直近3年間の平均事業量をお示ししておりますが、県内全体といたしましては、約8億7,000万円程度となっているところであります。

この数字から、1契約当たりの契約額を試算いたしますと、現行の道路巡回パトロールでは、地域によりまして状況がかなり違いますけれども、1社当たり単純平均で約400万円程度となりますが、地域維持型契約となった場合には、業務の包括によりまして、複数の企業群に対し、数千万円単位の契約の可能性がおります。

なお、表の下に米印で記載しておりますが、この額は、災害の頻度や程度によりまして変動することもございます。

(2)地区割りににつきましては、県内に10の土木事務所と西臼杵支庁を合わせて11ございますが、その土木事務所等の事業量や内容、企業の所在状況等を考慮し、適切な地区に分割いたしまして、その地区内で複数の対象業務を包括して契約することとしております。

次に、(3)参加資格であります。地域の維持管理に十分対応できる体制を確保できる単体企業や、この地域維持型契約にあわせまして、地域の企業が結成する建設共同体、いわゆる地域維持型JVと事業協同組合といたしたいと思っております。

次に、(4)時期であります。導入の時期を来年度、平成27年4月からを目指しているところ

であります。

続いて、(5) 契約期間であります。業務の委託期間につきましては、品確法の趣旨を考慮し、原則として複数年を念頭に置いて考えておりますが、来年度のスタートにおきましては、制度を構築した初年度でもありますので、単年度としたいと考えております。

最後に、(6) 今後の課題であります。今後、詰めていかなければならないものとしたしまして、入札方式がございます。入札方式はさまざまありますが、例えば、条件つき一般競争入札、総合評価落札方式、プロポーザル等の中から、地域維持型契約で最も重要と思われ履行の確実性を事前に確認できる入札方式を、今後検討してまいりたいと考えております。

そのほか、関係主要団体とも意見交換を行いながら、平等性や透明性を確保し、県民サービスの低下が生じないよう検討を行ってまいりたいと思います。

加えて、今後、国において策定される予定の品確法の運用指針の方向性も踏まえながら、制度の全般についても検討を進めてまいりたいと考えております。

技術企画課は以上であります。

○直原高速道対策局長 お手元資料3ページをごらんください。6月25日に、西日本高速道路株式会社から記者発表のありました、ガステーションの運営再開についてでございます。

こちらは霧島サービスエリアで平成21年までガソリンスタンドがあったんですが、これが営業を休止しておりました。それがこの7月31日に復活と、営業が再開されるということでの御案内でございます。

具体的には4ページをごらんください。九州の地図が描いてありますが、ちょうど延岡一宮

崎間が開通したということも含めまして、例えば、鹿児島から延岡の間ですと、二百数十キロの間にガソリンスタンドが一つもないという状況が今までございました。これが7月31日、霧島サービスエリアでのガソリンスタンドが復活しますことによりまして、幾分か改善されるのではないかなということでございます。

先ほど部長のお話にありました宮崎県総合運動公園のネーミングライツが霧島酒造に決まったということとは全く無関係ではあります、霧島サービスエリアのガソリンスタンドが復活するという御案内申し上げます。以上です。

○岩下委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑はございませんか。

○中野委員 地域維持型契約の導入、私、これ最初聞いたときに、一般業者、一般公共事業にまたこういう制度が導入されるのかなと思ったら、結局、今ここの図に出てきてる、これが地域導入型という言い方ですよ。

それで、私は、霞が関の頭のいい人たちの考えることは全然わからんと思うんだけど、例えば、まず従来の方式、道路パトロール、道路巡回とパトロールと道路パトロールと巡回、道路巡視、これ金額が違いますよね。

例えば、私も、高岡じゃ1社かな、年間、黄色いトラックを駆って、それにほうきやら積んだりして、2人で時々回ってるわ。現状というのは、それを言ってるわけですよ、その入札とか。高岡の場合、800万ぐらいとか聞いたんだけど、今いくらぐらいになってますか、ことで。

○馴松道路保全課長 高岡土木では、委員おっしゃったとおり、道路巡視につきましては1社で実施しております。

金額につきましては、およそ二千数百万。

○中野委員 パトロールも入れて。

○馴松道路保全課長 パトロールは、地区を細かく分けて発注しております、高岡では10地区に分けて発注しております。1社が数百万になります。

○中野委員 このパトロールって聞くと、災害とかそういう後のパトロールとか、そんな説明だったですね。

○高橋技術企画課長 資料にありますように、4つ書いてございますが、まず、道路巡視につきましては、これは交通量などによって決められているパトロールの頻度がございまして、毎日回るところとか、2日に一遍回るところというのがございます。

それと、道路巡回パトロール、これにつきましては、異常気象時、台風等が起こりました直後に、異常箇所点検とかそういうふうな巡回をするような業務でございます。

○中野委員 細かい話やけど、災害等の巡回についてパトロールするというときの契約、ことは何回災害が来るかって想定せんと、金額は出らんわね、そこはどうしよと。

○高橋技術企画課長 道路巡回パトロールの契約につきましては、現在、1路線とか2路線ごとに1業者指名をしまして入札を行います。単価契約をしまして、1回の出動あたりに幾らというような契約をいたしております。年間実績をトータルしましてお支払いするというような契約になっております。

○中野委員 極端な言い方をすると、道路巡回にしても、巡回出動するときに、道路の保全とか出てくるわけ。すると、どこまでが新しい予算ですか、その枠の中ですかというのがあるでしょ。そうすると、何回もいろいろ舗装が

がたがたしてるとか、いろんな要望が来るわけよ。そうすると、こういうシステムだと、業者に見てみれば、実態は、結局、そういうのを見つけてすると、自分たちの利益が少なくなるわけ。

○高橋技術企画課長 議員おっしゃるとおり、その場でなかなか対応ができないようなこともあります。その場合には、例えば、通行どめにするとか、ウマを置いて回避してもらおうとかいうような処置をいたしまして、後日、その部分の工事を発注するというのもございます。すぐ対応ができるようなものにつきましては、その業者さんでやってもらうということになりますが、いずれにしろ、事務所のほうに報告していただいて、事務所のほうで指示を出すということになるかと思えます。

○中野委員 その指示を出すときの、いわゆる基準、工事がいくら以上だったら別途出す、いくら以下だったらこの委託費の中でやる、という基準は決めてあるわけ。

○高橋技術企画課長 その場その場で状況が違おうと思うんですけど。

○中野委員 金額を言ってるわけよ、要は。

○高橋技術企画課長 材料が別に要るとか、そういうようなことになると、別発注になると思っております。

○中野委員 だから、材料が要っても要らなくても、工事費がいくらになったら、その金額でやってもらうのか、別途、土木事務所の経費でやるのかというのを聞いたわけですよ。だから、決まっとらんなら決まっとらんでいいとよ。余計なこと答えてよ。

○馴松道路保全課長 道路保全課です。巡回パトロールにつきましては、金額は決めたものがございます。ただし、内容について、例えば、

道路冠水の原因の除去であるとか、バリケードの設置とか、側溝部だとかポットホールの補修とか、そういったできる範囲の項目は決めておきます。

○中野委員 くどくは言いません。この新しい契約になって、金額がはねて、地域を小さくするだけで、中身は一緒。俺なんか、極端な言い方すると、そんなことせんで自分たちがするとよいとか、せんといかんとやがとか、そんな要望がしょっちゅう来る。

この契約の中でする工事、金額。どこまで工事をやらせるか。これ以上になったら、別途見積もってやるとか。じゃないと、年間委託料が決まるとるわけで、小さい工事でも、数が多くなってくると利益がなくなるわけよ。それだったら、もうそんな場所を見つけないほうがましなわけ。そこら辺はしっかり。

トラックに乗って通るぐらいでは、でこぼこを、どこまで振動を見るかというの。地元の人は、夜の騒音の苦情が来るわけ。昼はわからんわけよ。

本当にただ金額が大きくなっただけで、どこまでどんなのが出るか、期待しときます。

○宮原委員 同じところで。新しくこういう方向に27年からなるということなんですけど、別の県もやっぱりこれと同じような導入を図られる計画になってるんですか。

○高橋技術企画課長 ほかの県の例ということでございますが、ほかの県で導入しておるのは20道府県ございます。やり方が少しずつ違うんですけども、全県的に地域維持型契約を導入している道府県は3県でございます。

○宮原委員 20道府県で、全県的にやってるのが3県ということでしたよね。宮崎県としては、27年ということでもうすぐ来ますが、全県

一本で持っていこうという考えなのか、地域ごとにその状況を見ながらということになるのか、お聞かせいただけますか。

○高橋技術企画課長 一応全県で一斉に、と考えておりますが、地域によっていろいろ事情もございまして、多少おくれたりするようなこともあるのかなと思っております。

○宮原委員 ということは、先行してできるようなところからということにもなるのかな、というような感じはしたとこなんですけど、当然これを実際やろうとすれば、県の建設業協会とか各地区の協会のほうとも詰めていかないといけないのかなと思うんですけども、そのあたりの状況は、今、説明会等はもうやられてる状況なんでしょうか。

○高橋技術企画課長 各地区の建設業協会あるいは県の建設業協会とは、これまでも意見交換を続けているところがございます。今後とも意見交換を続けながら、よりよい制度にしたいと考えておるところでございます。

○宮原委員 その意見交換の中で、この制度をいい制度だというふうに思っておられるのか、どんな声があるのかをお聞かせいただけますか。

○高橋技術企画課長 さまざまな意見ございますけども、全般的には、地域維持のための取り組みとしては重要性を認識していただいております。

また、細かい制度設計、今から詰めていきますけども、その制度設計の中では幾つかの要望が出ております。例えば、共同受注におきましては、事務所からの指示が今までどおりスムーズに行くのかとか、あるいはJVを組んだ場合には、構成員全ての応分の負担とはいかないでしょうと、代表構成員の負担がふえるんじゃないかというような意見もいただいております。

います。

○宮原委員 せっかく新しく導入するわけですから、いい制度になればいいなというふうに思うんですが、この道路巡視というところで、よく田舎に行くと、タヌキが結構ひかれて転がってるんですけど、ああいったのもやっぱりこの業務に当たるんですか。

○高橋技術企画課長 委員おっしゃるとおり、従来から道路巡視のほうで対応させていただいております。

○宮原委員 わかりました。いいです。

○中野委員 予算というのは、国庫補助100%。

○高橋技術企画課長 この予算は、県単費を充当しております。補助ではございません。

○中野委員 国から補助金が来れば、仕方ないかなと思っただけで、県単であるということであれば、これ十分詰めてください。この経費というのは、人件費。人件費何十万の人を頼むか、10万円の人を頼むか。いつも回っている黄色く塗ったトラックの新車を買うか、10年の中古車を買うか。それを1年ずつ、そういうのをやりよったら、そんな車両代で、ばかを見る話。利益を予定していた分は、小さいちょこちょこ工事が出れば、自分の利益がなくなるという話やから。そこ辺の話をしっかり詰めて拡大してください。これはもう強制ですか。

○馴松道路保全課長 巡回パトロールは、巡回パトロール及び応急維持工事業務ということで、この応急維持工事につきましては、先ほど企画課長が申したとおり、単価契約をしています。その単価契約の中で進めていくんですけど、基本的に、異常箇所があったときには、業者が勝手に仕事をするんじゃないくて、発注者の担当が指示書を切ります。その指示書を持って仕事をしていただくんで、業者が何か仕事をいっぱいやっ

たからといって損をするものではないんです。

一応予算は確保してて、必要ならば、そこについては予算が出るということになると思います。

○中野委員 聞くけど、その委託費は、パトロール費だけでいいわけやね。ちょこちょこ工事をしたりするのは含まないということでもいいわけやね。

○馴松道路保全課長 例えば、台風が終わった後にパトロールをしていただく。それも入っています。

○中野委員 台風じゃなくて、通常の維持管理費の分。

○馴松道路保全課長 通常の維持管理費は、例えば側溝のふたが壊れたら、それをやる。草刈りみたいなやつも一部局部的にやるとか、それも入っています。

○中野委員 入っとるやろ。

○馴松道路保全課長 はい。

○中野委員 だから、私が言いたいのは、どれぐらいその委託契約の中で、工事したりするのかわからないのかという基準があるのかわかって聞いたら、ないって言ったから、それじゃ、余り悪いところを探さんほうがよくなるわけよ、業者にとっては。自分の利益がなくなるわけやから。そこを言ってるから、しっかり基準をつけたり、しかも、100%県単でするんだったら、今以上大きくして、それがどれだけ効果があるか。私は、我々に委託費をもらったほうが、よっぽど住民から陳情を言ってきて、数が多いのではないかと。もういいです、これで。

○馴松道路保全課長 単価契約をしておりますので、最初は、単価契約というのは、1カ所でどんな工事をしたか、幾らというのを決めてるんですよ。それを契約してるんです。1カ所当たり、例えば、トラックを1回出したら何万円

とか、そういった契約をしてるんです。

○中野委員 最初2,000万なら2,000万で委託契約をするでしょ。そうすると、これはパトロール、維持管理、悪いとこだけを見つけて報告すればいいのかって言ったら、ないという説明やったやろ、違う。そこだけ。

○馴松道路保全課長 基本的に、例えば、業者は、悪いとこを見つけても……。

○中野委員 それは俺の言い方であって、全体、基本的なことを聞いとるわけ。部長、何か答えてよ。

○大田原県土整備部長 今、資料の2ページの色刷りのところを見ていただきまして、中段に注釈があると思います。道路巡視、道路巡回パトロール。今、委員が言われてます、さっきありました大きなやつは、この道路巡視になります。これは総額で契約。そうしまして、その下の道路巡回パトロール、これがそれぞれの作業によって、例えば、舗装なりガードレールのメーター切れてるかとか、いわゆるポットホールです。台風の後とかで車が通ると、路面が傷みますね。そういうふうなところを面積でどのくらいというので、それぞれ単価契約をしております。今、この平米幾らですよという、そういう小規模な、いわゆる応急的な、車が通っても危ないとか、そういうやつをこの道路巡回パトロールの中でやっていただいて、あと、抜本的な大きな工事になりますと、それは別途発注で、面積もここからここが危ないからお願いしますという形で、また別途契約するようにしております。

これにつきましては、確かに、どこまでをこの道路巡回パトロールでやらせるのかというその金額がありません。私も事務所におるときに、担当の判断で、こんなにやっていいのかと、

ちょっと疑問があったところもあります。ですので、これについては、またいろんな検討を加えながら、来年度からこの地域維持型契約の導入を予定しておりますので、その中で十分、今委員が言われましたちょっと心配な面、これも検討を十分やって、来年度のこの導入に向かって、今後、またいろいろな検討を進めていきたいというふうに考えております。

○中野委員 これは十分検討してください。私はいい議論の材料になるなと思ってますから。終わります。

○渡辺副委員長 テーマ変わりました、ガソリンスタンドの話なんです。私、昨年、この委員会にいなかったの、議論があったのかどうかわかりませんが、東九州道が開通するまで、その後、テレビでも取り上げられたりしてましたけど、県としては、こういう事態に陥るといふことの認識は、そもそもあったんですか、なかったんですか。

○直原高速道対策局長 5年前にこのガソリンスタンドが休止になりました。そのときは、まだ当然延岡までは行ってなかったんですが、やはり延岡一宮崎間が開通するとなると、そのような不便も起きるだろうということは予知してましたし、そのお話については、早い段階からネクスコのほうに申し上げていたという経緯がございます。

○渡辺副委員長 もう少し詳しく、いつぐらいの時期からどういう話をネクスコさんとされて、さっきおっしゃられましたけど、5年前にとまっていた、3月16日に延岡まで開通するというのは、かなり前から見通しが立っていて、もちろん民間企業の経営の問題もありますから、やってくださいと言えやれるという話でもないところはありますが。もうちょっとここに至るま

で、3月16日を迎えるまでに整理できるべき問題であったのではなかろうかという気がするんですけども。もう少し経緯を具体的に。

○直原高速道対策局長 詳しい日時までは、ちょっと覚えてはいないんですが、ちょうど開通する半年ほど前の秋口ごろだったと思いますが、そういうお話が各方面から出たこともございました。それで、その後すぐ復旧してもらえるようにという話があったんですが、ちょうどガソリンスタンドに係る法規制がその5年間の間に変わっておりまして、要は耐震化そのほかの消防法等に係る工事を入れる必要があるので、3月16日の開通同時までに間に合わすことができなかつたと、ふがないんですが、そういった事情があったということが事実としてございます。以上です。

○渡辺副委員長 鹿児島から乗れば、200キロ以上の空白区間で、熊本のほうからぐるっと回るケースがあるのか、余りわかりませんが、非常に長距離ないという中で、3月16日以降にガス欠というか、ガソリンが底をついたというような形でのトラブルなり、そういう事案というのは実際あったんでしょうか。

○直原高速道対策局長 ガス欠がどれほどあったかという事案は持ち合わせていないのですが、実際、県民の方もしくは県外の方から、問い合わせがあったり、例えば、延岡の方が鹿児島まで行くんだけど、自分の車はガソリンタンクがそんなに大きくないので、途中で給油したいんだけど、どうしたらよいんだというお話があったりとかいうお問い合わせが数件あったのは記憶にございます。以上です。

○渡辺副委員長 もちろん正確な数の把握まで求める気はないんですけども、問題認識はもともとあって、3月16日に間に合わないという

意識があったのであれば、日常的にJAFであったり、いろんなところとのやりとりは高速道対策局もあるんじゃないのかなと思うんですが、実際に職員の皆さんが聞かれた中で、ニアケースでもいいですけども、実際に困ったという事案があったのか。件数までは聞きませんが、あったかなかったかというのは、県としてはどう認識してるんですか。

○直原高速道対策局長 私が知る限りでは、ガス欠があったというような認識はございませんでした。

ただ、県北から鹿児島に行かれるという方が多かつた中で、実質問題としましては、えびのを回って霧島の北を回っていくルートよりは、都城で一旦おりにたいて、末吉財部からもう一度錦江湾沿いを走っていただくほうが、要は、一旦高速をおりて、しばらく都城から末吉まで行った後で、もう一度高速に乗るほうが、ルートとしても、また高速料金上も有利でありますよという御案内をいたしまして、その中で、都城市内あたりでガソリンを入れられるとよしいのではないかというお話は、御案内を差し上げたことがございました。当面の間、それでいいというわけではないんですが、そういった対応でしのがせていただいたというのが事実でございます。以上です。

○渡辺副委員長 当然、視点をその県北のほうに転じた場合に、延岡南以北、今伸びてきてますが、北に伸びるルートは今後、今まだ完成してないところも含めて、大分県内も含めて、現時点で、ガソリンスタンドというのは、どこに建設される予定になってるんでしょうか。

○直原高速道対策局長 こちらの話は、正直言って余り進んでおりません。といいますのは、ほかにも今、川南パーキングでトイレが少ないと

いう話、それと、川南から例えば北川はゆままでの間ですと、60キロぐらいサービスエリア、パーキングエリアがないというお話、開業というか、3月16日以降利用される方々からさまざまな意見をいただいております。

そういった基本的なところで、まだ施設が充実してないんじゃないかという御指摘をいただいております。そちらについては3月、4月以降、特にゴールデンウィークにそのお話が顕著にあらわれたものですから、それ以降、ネクスコの事務所のほうですとか、あと九州支社、それと今度、7月の終わりですけども、ネクスコの本社のほうにもそういったお話を投げかけに参ろうかと思っております。

ただ、そうはいいまして、ネクスコさんのほうにも、いろいろな民間会社としての、なかなか素早く対応できない部分があったりとかいう事情もありまして、ちょっとしばらくそういった意味でお話は預らせていただかなきゃいけないのかなと思っております。申しわけありませんが、そういった事情でございます。

○渡辺副委員長 今の答弁であれば、現在高速道路が通っている霧島からぐるっと上がる部分、それから延岡から先の部分についても、この地図で見ると、別府湾サービスエリアまでは現時点ではガソリンの補給ができる場所が、はっきりしているものはいずれもないということですよ。

○直原高速道対策局長 大方、副委員長の御認識でよろしいかと思うのですが、一点申し上げますと、延岡南から佐伯までの間につきましては無料でありますので、ここは乗りおり自由ということで、例えば延岡市内のガソリンスタンドを使っていただいて給油するとかってということが現実的なのかなと思っております。

○渡辺副委員長 申したかった趣旨は、ガソリンを入れるために一々おりてたら、何のための高速道路かっていう話なので、道路網が整備されて、道が伸びてつながってよかったと、県民の多くが何十年の悲願だと喜んだけれども、ちょっとうっかりガソリンを確認せずに乗ってしまったら、もちろん確認するのはドライバーさんの責任であったとしても、ガソリンも入れられない高速道路ということでは本末転倒だと思うので、やっぱり、そういうところも含めて今後の取り組みは必要かなと思いましたが、ちょっとお伺いをさせていただいたところです。

○直原高速道対策局長 私どもも認識は副委員長と同じでございます。もう少し何とかならんのかということ、今後もネクスコ西日本のほうに申し伝えておきたいと思えますし、また、きょう、こういった委員会の場でそのような議論が出たということは、一つ大きな意味があると思っておりますので、今後とも、ちょっといろいろお話いただければと思います。よろしく願いいたします。

○宮原委員 関連してですが、これ12時間営業ということになりますよね。大体8時には閉まっているわけですから、当然、そこにガソリンスタンドがあると思っても、あいてないということになりますので、逆に言うと、電光掲示板とかありますよね、そういったもので何時までしかあいてませんよというようなのは、お知らせとして出ているんですか。

○直原高速道対策局長 この12時間、要は、24時間のうちの半分しかあいてないというお話は、道路標識とかにも出てまいりますし、高速道路を利用される方に、このような地図とともに、何時から何時までサービスエリアで何があいてますと。これはガソリンスタンドだけではなく

て、飲食がどうですか自動販売機があいてますとか、そういったことも含めての記載がなされておりますので、ある程度の周知はされるということは言えるんですが、やはり根本的に、午前8時から午後8時までしかあいてないということが問題だと思います。

それと、その話も詳しく突っ込んで相手方に聞いてみたんですけども、やはり民間のスタンドが営業するので、やっぱり採算が合うかどうかということ非常に気にされる場所があって、実のところを言いますと、この午後8時までであけてもらうというのも、かなりちょっと向こうとしては頑張ってもらってる状況、それと、今後の利用がどうなるのかという状況です。

それも含めまして、大分まで全通すると、また交通量もふえてきますし、その中でよりよいサービスが提供できる環境ができるようにと願っております。つきましては、ETCの普及とかも含めまして、これからもっと盛り上げていこうと思っておりますので、委員の皆さんもどうか御理解のほどよろしく願いいたします。

○宮原委員 頑張ってください。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他、何かございませんか。

○中野委員 高速道路じゃないですけど、おかげでスマートインターチェンジが決まりました。かなり期待してます。八代先の小川に、ことし4月オープンしたスマートインターチェンジ。スマートっていったって、でっかいな。そういうのができれば……。ただ、期間が7年という話で、何で長くなるかといったら、あそこら辺は地盤が悪いということで、私もずっと通っていて、昔、高速道路の、何ていうのかな、それ

つくるときは、最初、土が、こう積んであって、これ何かなと思ったら、いわゆる地を固めるために、それも1年間かそれ以下やったと思うんですよ。

私、思うんだけど、そういう30億とか40億とか設備投資して、一年でも一日でも早く開通したほうが投資効果というのは上がるわけで——今、高速道路がやっとながったって喜んだけれど、私もうれしいけど——あれをどうせつくるんだったら、どうせ借金するんだったら、一遍に用意ドンでつながったら、まだ高速道路の効果が出てきたやろうなと私は思ってるんです。そういう意味で、ぜひ、部長、このインターチェンジ、どれぐらい短縮できるか、ネクスコと、いろいろやって頑張ってください。生きてるうちに見たい。

○大坪道路建設課長 道路建設課長でございます。国富のスマートインターにつきましては、今、委員おっしゃられるように、非常に軟弱な地盤ということで、軟弱地盤の対策をやるとか、あるいは、あそこ埋蔵文化財があるということで、そこに少し時間がかかるということで、今現在、31年度完成予定ということでしておるんですけど、委員おっしゃられるように、一日でも一年でも早くできないかということで、ネクスコ等といろいろお話をしながら、なるべく早く完成できるようにということで努力しているところでございます。以上です。

○中野委員 埋蔵文化いろいろありますけど、あれだけやって出とらんわけで、あそこのペースでやられたら、いつかかるかわからんから、とにかく教育委員会に頼んで、あとはちょっと殻ぐらい出るわ。いや本当にいろいろやってきたけど、そういうことで、ぜひ積極的に前向きにやってください。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員会を終了いたします。

午前11時54分閉会

○岩下委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時51分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

7月25日の午後から開催されます、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会における委員長報告についてであります。

6月の委員会でも申し上げましたが、本期成同盟会は、当委員会が主体となって活動しておりまして、活動報告を商工建設常任委員長が行うことになっております。

お手元に25日の総会資料と委員長報告案、決議案を配付しております。

委員長報告は、総会資料2ページから6ページの平成25年度事業報告をまとめたものであります。

また、総会において、決議案を商工建設常任副委員長が読み上げ、決議することになっております。委員の皆様、委員長報告案と決議案の一読をお願いいたします。

よろしいでしょうか。明後日の期成同盟会総会における委員長報告案、決議案について、この内容で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって本日の